

建物火災で被災した市民の方へ

船橋市 市長公室危機管理課

1. これからの手続きのために

り災証明書の発行について	<p>被害に遭われた場合は、 消防局 指揮指令課 中央消防署 東消防署 北消防署 夏見消防署 芝山消防署 にて、り災証明書の発行を受けて下さい。</p>	<p>【問い合わせ先】 消防局 指揮指令課 047-435-8636 中央消防署 047-435-8664 東消防署 047-464-1515 北消防署 047-438-2238 夏見消防署 047-422-5344 芝山消防署 047-467-9535</p>
--------------	---	---

2. 火災後に必要な手続きについて

住民登録・印鑑登録等について	<p>長期間居住する場合は、住民票の異動をする必要があります。※連絡所では受付しておりません。 印鑑登録の変更等をする場合は、戸籍住民課、出張所、連絡所又は船橋駅前総合窓口センターでの手続きが必要になります。 詳しい手続き方法につきましては、事前に戸籍住民課へお問い合わせください。</p>	<p>【問い合わせ先】 戸籍住民課 047-436-2270</p>
通帳、証書、キャッシュカード等の再発行	<p>お使いの通帳やカードなどが紛失した場合、再発行が必要です。詳細は金融機関にご確認ください。</p>	<p>【問い合わせ先】 ご利用の金融機関</p>
運転免許証の再発行	<p>運転免許証を紛失した場合、再発行が必要です。詳細は免許センターか警察署にご確認ください。</p>	<p>【問い合わせ先】 千葉運転免許センター 043-274-2000 流山運転免許センター 04-7147-2000 船橋警察署 047-435-0110 船橋東警察署 047-467-0110</p>

3. 火災後に受けられる支援

※ 担当課がり災状況の確認をする場合がありますので、り災物件を原状回復(リフォーム等)する前にご連絡ください。

見舞金等について	<p>各種見舞金の支給対象は、半焼以上の住家です。(一部、住家の消火冠水を含む。半焼以上でも不支給の場合あり。共同住宅は占有部分で判断。) 火災情報は所管の消防署から地域福祉課に共有されます。見舞金等対象世帯へは、後日、地域福祉課の担当から連絡いたしますので、しばらくお待ちください。対象か確認したい場合は、地域福祉課へご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○船橋市災害見舞金 ○日本赤十字社の見舞金 ○千葉県共同募金会災害見舞金 ○日本赤十字社の災害救援物資の支給 (緊急セット (マスク、 	<p>【問い合わせ先】 地域福祉課 047-436-2313</p>
----------	---	--

	歯ブラシ、タオルなど4人分)・毛布)	
一時的な宿泊場所について	火災などで住宅を失い、親族・知り合い・近所の方々の協力が得られず、自身の力で一時的な宿泊場所が見つからない場合は、ご相談ください。	【問い合わせ先】 地域福祉課 047-436-2313
市営住宅の一時使用について	<p><u>原則、転居先となる住まいについては各自で探していただきます。</u></p> <p>市営住宅に空きがある場合は、転居先となる民間賃貸住宅を探すためや、火災現場を片付けるため等の短期間に限り、住宅を一時使用（入居ではありません）することができます。申請には、被災状況を確認するため、り災証明書の提出が必要となります。（ただし、関係者等からの聞き取りにより被災状況が明らかな場合に限っては、り災証明書の発行前であっても、申請を受け付けます。）</p> <p>・市営住宅の一時使用申込み期限：被災から1か月以内</p>	【問い合わせ先】 船橋市営住宅管理センター 047-436-2040
ごみの処理等について	<p>り災に伴うごみは、市の清掃工場処理可能な物に限り受け入れをいたします。</p> <p>(処理費用)</p> <p>① 一般住宅の場合</p> <p>自己搬入 無料 業者搬入 無料※</p> <p>※業者に依頼する場合には、収集・運搬に別途費用が発生します。</p> <p>② 事業用建物の場合</p> <p>自己搬入・業者搬入を問わず 有料（20円/kg別途消費税加算）</p> <p>(手続き)</p> <p><u>クリーン推進課に事前連絡をし、現場立会い確認後に搬入日程や搬入物の調整を行った上、指示により搬入していただきます。</u> ※搬入の際には、<u>搬入指示書及びり災証明書（写し2部）</u>の提出を要します。</p>	【問い合わせ先】 クリーン推進課 047-436-2434
融資制度について	<p>○ 災害復旧資金</p> <p>市内に事業所等を有するなどの事業実態があり、同一の事業を1年以上継続して営んでいる事業者が利用できる融資です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の用途・・・設備資金、運転資金 ・融資限度額・・・1,000万円以内 ・融資期間・・・7年以内 ・融資利率・・・年2.3%以内 ・申請に必要なもの・・・り災証明書等 <p>○ 利子補給・・・上記融資を受けた者に対して、2%以内の利子を補給します。</p> <p>※詳しいことは、商工振興課までお問い合わせください。</p>	【問い合わせ先】 商工振興課 047-436-2475

税金等について	<p>○ 個人の市県民税・森林環境税・・・減免の制度があります。 ※火災被害を直接の理由とした減免の制度ではありません。 ※火災保険等に加入されている場合は対象にならない場合もあります。</p> <p>・申請に必要なもの・・・市民税課までお問い合わせください。</p> <p>○ 事業所税・・・減免の制度があります。 ・申請に必要なもの・・・市民税課までお問い合わせください。</p>	<p>【問い合わせ先】 市民税課 (個人の市県民税・森林環境税) 047-436-2214 (事業所税) 047-436-2206</p>
	<p>○ 固定資産税、都市計画税・・・減免及び被災住宅用地の特例の制度があります。</p> <p>・申請に必要なもの・・・<u>り災証明書等</u></p>	<p>【問い合わせ先】 資産税課 (減免) 047-436-2232 (被災住宅用地) 047-436-2234</p>
	<p>○ 国民年金保険料・・・免除の制度があります。 ・申請に必要なもの・・・<u>り災証明書等</u> ※必要に応じて書類の追加を求める場合があります。</p>	<p>【問い合わせ先】 船橋年金事務所 国民年金課 047-424-8811 国保年金課 国民年金係 047-436-2282</p>
	<p>○ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料及び各一部負担金・・・減免、徴収猶予、免除の制度があります。 ※火災保険等に加入されている場合は対象にならない場合があります。要件や申請期間等、詳しくは国保年金課までお問い合わせください。</p> <p>○ ・申請に必要なもの・・・<u>認印、り災証明書等</u></p>	<p>【問い合わせ先】 国保年金課 047-436-2395</p>
	<p>○ 65歳以上の方の介護保険料の徴収猶予・減免の制度があります。 ・申請に必要なもの・・・<u>り災証明書等</u></p> <p>○ 介護保険利用者負担の減額制度があります。 ・申請に必要なもの・・・<u>り災証明書等</u> ・利用者負担の減額制度の申請期限：申請事由の発生した日から3ヶ月以内</p>	<p>【問い合わせ先】 介護保険課 (保険料) 047-436-2303 (利用者負担) 047-436-2304</p>